

2022年8月3日

各 位

会 社 名 アクモス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼 CEO 飯島秀幸  
(コード番号 6888 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 経営企画管理部長 末國真一  
(TEL 03-5217-3121)

## 新中期経営計画の対象期間における

### 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に関するお知らせ

当社は、2022年8月3日開催の指名報酬委員会からの答申を踏まえ、同日開催の取締役会において、中期経営計画Ⅲ(2022/07-2025/06)の3事業年度を対象期間とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を決議し、本制度に関する議案を2022年9月27日開催予定の第31回定時株主総会に付議することいたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的

当社は、2016年9月27日開催の第25回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ)の報酬額につき、年額1億6千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)とご承認いただいております。また、当社は、2019年9月26日開催の第28回定時株主総会のご承認に基づき、中期経営計画Ⅱ(2019/07-2022/06)の3事業年度を対象期間として、上記報酬額の枠内で、業務執行取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしましたが、2022年6月期をもって対象期間が満了いたしました。

このたび、当社の業務執行取締役(以下、「対象取締役」という。)に対して、中期経営計画Ⅲ(2022/07-2025/06)の各事業年度において増収、増益の達成及び企業価値の持続的な向上への貢献意識をさらに高めるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るインセンティブを与えることを目的として、新たな業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入いたします。

#### 2. 本制度の概要について

本制度は、中期経営計画の対象期間である3事業年度において、取締役会で定められた業績指標の達成を条件として、当該事業年度に係る定時株主総会終了後に対象取締役に「成功報酬」として自己株式を交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度であります(後記のとおり、優先的に当社保有中の自己株式の交付を予定しております。)

なお、本制度は、第25回株主総会において承認された取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ)の年額1億6千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)の報酬額の枠内の報酬制度であり、本制度の導入は、2022年9月27日開催予定の第31回定時株主総会でご承認を得られることを条件といたします。

#### (1) 報酬限度額

対象取締役に、年報酬額として割り当てる当社株式の合計数を18,000株(ただし、株式の分割、無償割当て、併合があった場合は、その比率に対応した株数とし、1株未満の端数は切り捨てる。)とし、かつ金額換算において年3,000万円以内といたします。

	年報酬株式数/人
代表取締役会長	年7,500株
代表取締役社長	年6,000株
業務執行取締役	年4,500株

## (2) 業績条件

各事業年度の売上高実績及び営業利益実績が、予め取締役会において定めた基準年度比増収率、基準年度比増益率の両方を達成した場合に、「成功報酬」として自己株式を交付いたします。なお、業績条件達成の判定は、基準年度である2022年6月期の連結業績に、2022年6月30日付で子会社化した株式会社フィールドワンの2022年3月期の業績を加味した額を基準額として、各事業年度の実績との比較で判定いたします。なお、各事業年度の指標である増収率、増益率は、経営計画、その他の前提となる条件を元に、取締役会において次のとおり当社独自に定めております。

	初年度 (2023年6月期)	2年度 (2024年6月期)	3年度 (2025年6月期)
基準年度比増収率 (%)	7%	14%	21%
基準年度比増益率 (%)	7%	14%	21%

## (3) 在籍条件及び譲渡制限等

事業年度ごとに当該事業年度終了時まで当社の業務執行取締役として活動した場合に限り株式報酬を交付し、株式交付後は交付時より5年間、譲渡、担保の差入れその他一切の処分をできないものとし、対象取締役保有の当社株式とは別に管理するものとします。ただし、5年間の譲渡制限期間中に当社及び子会社の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合は、その譲渡制限は解除されるものとします。また、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併が決議された場合も同様といたします。

また、本制度による当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役個々との間で締結する株式割当契約を締結するものとし、この株式割当契約には、譲渡制限期間中に株式を交付された者に重大な就業規則違反等の不祥事があった場合における当社による交付株式全部又は一部に対する無償取得事由や当社に組織再編等の決議された場合等、その他の必要事項についても定めることといたします。

## (4) 株式報酬の支給方法

株式報酬は、各事業年度の業績目標を達成した場合、当社取締役会において、対象取締役に株式の払込資金を金銭報酬として支給することとし、その金銭報酬債権の現物出資を受けて当社株式を交付する第三者割当の方式を採用いたします。なお、当社が自己株式を保有している間は(2022年6月30日現在、43万9,343株保有)、優先的に自己株式を割り当てることとし、発行済株式の総数や資本金の額の増加は行わない予定であります。

1株当たりの払込金額は、公正な価格とするため、取締役会による割当決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価として合理的であり、特に有利な価格には該当しないものと考えます。

## (ご参考)

当社は、2022年9月27日開催予定の第31回定時株主総会において、上記のご承認が得られました場合は、当社の従業員及び当社子会社の業務執行取締役に対して、中期経営計画Ⅲ(2022/07-2025/06)の3事業年度を対象期間とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

以 上